

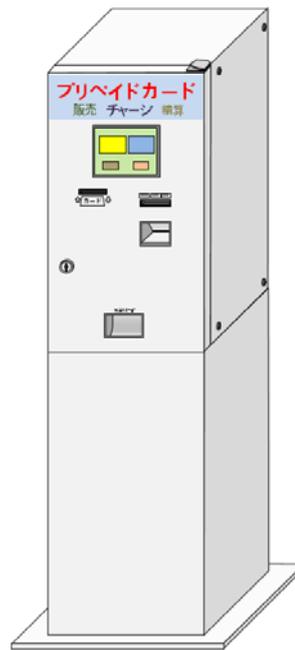


## 104 自動販売機

定格電圧 100V 以上 300V 以下及び定格周波数 50Hz 又は 60Hz のものであって、

交流の電路に使用するものに限る。かつ、電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するもの限り、乗車券用のものを除く。

【一般呼称の例】： —



1. 紙幣・硬貨及び貨幣価値を有するもの（カード等）によって物品を販売するもの。（範囲等の解釈 二六（八）ハ）
2. 貨幣価値を有するもの（カード等）を販売するもの（紙幣・硬貨を払い出す機構を付帯するものを含む）は、「両替機」ではなく、「自動販売機」と解釈し、対象として取り扱う。（範囲等の解釈 二六（八）ニ）

### 【混同しやすい電気用品】

#### 両替機

（貨幣価値を有するカード等を精算し、貨幣を払い出すもの

（範囲等の解釈 三七（一一））